

令和7年 第12回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 一 令和7年11月20日（木） 午後2時00分～午後3時00分
場 所 一 高層館12階 選挙管理委員室
出席者 一 （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、
菊川係長、赤田主査、山口副主査

（大毛委員長）

それではただいまより第12回選挙管理委員会を開会します。

本日の案件は2つになります。

案件1は、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告、
案件2は、その他となっております。

それでは、案件1の報告をお願いします。

（赤田主査）

それでは、案件1の指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議について報告させていただきます。

11月10日、11日に相模原市で当会議が開催され、法改正要望について、要望文の整理、新規項目の要望の可否などを議論してまいりましたので、その結果報告をさせていただきます。

なお、各ブロックで検討した項目について、当会議として意見をまとめ、今後、事務局長会議や委員長会議に上げていく予定でございます。

資料1ページから7ページまでは、継続かつ修正の案件となります。

資料1ページで6項目並んでおり、いずれも要望を上げていくということになっております。ただし、一部文言の修正や、項目の統合をした結果を書いております。資料1ページの方は一覧ということで、項目だけご覧いただきまして、資料2ページ以降個別に報告させていただきます。

資料2ページをご覧ください。

執行経費の算出基準を実情に改められたいという内容でございますが、左の方からブロック毎に修正意見、修正理由などが列記されております。

執行経費の改正を求める理由のところの文言について、Aブロックの囲みの部分、令和7年の法改正により引き上げられたが、依然として下回っているという趣旨の文言を入れているものを採用しようということになりました。

同様にBブロックの方の囲みの部分でも、ポスター掲示場の設置の委託経費などが大幅に増大しているという内容を入れた、この囲みの部分の修正が採用されておりま

す。

資料3ページをご覧ください。インターネットでの投票の導入の項目でございます。

A ブロックの内容のところですが、投票の早期実施を要望するという言い方に改めようということになりました。

また、要望の理由のところですが、「投票の強要」「なりすまし」があることを明記し、理由の内容について、この修正を入れる形の議論の結果となりました。

資料4ページと5ページをご覧ください。こちらはセットで議論された形になります。

まず、5ページの方をご覧いただきますと、A 要望である連番4番と統合しようという形になっております。この連番12につきましては、もともとは件名にもありますように、介護保険法に関する要介護者が郵便投票をする際の、添付書類の要件を緩和するというのが内容でございますが、連番4の方にまとめることになったものです。

資料4ページをご覧ください。件名は変更なく、障害者等の選挙権行使を容認するための制度改正ということでございます。この障害者等の選挙権行使の中に、先ほどの要介護者の内容も入れまして、A ブロックの内容(1)のところですが、生活保護受給者で、かつ医療保険に未加入の方についても対象となるよう改められたいというものを採用しました。

B ブロックでは、内容の囲みの(2)の部分ですが、要介護状態にある方の郵便投票に関する内容、それから、(3)につきましては交付申請における添付書類の要件について、改めてほしいという内容を入れようということになりました、この2つの内容を含めて修正を入れようということとなったものでございます。

資料6ページをご覧ください。ポスター掲示場設置基準の緩和についてでございますが、こちらにつきましては会議の中でいろいろ意見が出まして、会議後に改めて事務局である相模原市の方から、研究会議の議論を踏まえた案が出されているものでございます。

ポスターの掲示設置基準の修正の内容ですが、人口密集地では狭小な投票区が多い一方で、現行の基準が面積の下限を4平方キロメートルとしているということで、面積区分が実態に合っておらず、細分化することが必要だという内容を入れた修正文となっています。

また、ポスター掲示場を設置させる際の委託事業者の確保が年々難しくなっており、入札の不調が、都市によっては続く事態が発生しているというような内容を入れて、相模原市の方から再度提案されています。

以上2点が、このポスター掲示場の設置基準に関して、相模原市の方から再度意見を求められています。

資料7ページをご覧ください。連番22の選挙公報の掲載申請期間を短縮しようという要望について、件名、内容、特に修正の意見というのはございませんでしたが、

もともと B 要望、総務省等への要望事項という扱いでしたが、A 要望、国会議員への要望がふさわしいということで、B 要望ではなく A 要望で意見がまとまり、この資料の形になったものでございます。

以上 6 点が継続修正項目の個別の内容でございます。

続きまして、資料 8 ページの新規案件の項目となります。15 項目ございます。

新規案件 1 「期日前投票における宣誓書の廃止について」ですが、結論としては要望しないという形になりました。法の解釈や制度の趣旨を確認して再度検討する、あるいは意見をすり合わせたほうが良いということになりました、要望しないということになっております。

資料 9 ページをご覧ください。

新規案件 2 「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書の廃止について」ですが、先ほどの新規案件 1 と同様にこちらも結論としては要望しないという形になりました。宣誓書などを事務的に使用している市もあり、単に廃止するのは難しいという意見もあり、再度の検討を行うということで、要望しないということになっております。

資料 10 ページをご覧ください。

新規案件 3 「選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票しようとする者の投票用紙及び投票用封筒の請求期限の規定について」ですが、郵便等による不在者投票と同じく、投票用紙、投票用封筒の請求期限と同様に、4 日前までに規定しようという内容でございました。

こちらは、件名、要望理由を、より分かりやすく理由を説明するため、囲みの内容で修正を入れるということで意見がまとまったものでございます。

資料 11 ページをご覧ください。

新規案件 4 「選挙公報読み上げ対応テキストデータの提出の規定について」ですが、件名と内容は B ブロックの囲みにありますように、より読んで分かりやすいものに改めたものでございます。

また、A ブロックの下の方にも囲みがありますけれども、こちらも合理的配慮が可能となるという最後の文言の手前に、より全国的に質の高い合理的配慮が可能となるというような、文言の修正を入れるということで意見がまとったものでございます。

資料 12 ページをご覧ください。

新規案件 5 「行政区単位での記号式投票の導入について」ですが、件名、内容については各ブロックからの修正はございませんでしたが、理由については、相模原市から再度意見聴取を求められています。

内容としましては、理由のところに囲みを入れておりますが、現在の解釈では、仮に議員定数が少なく、記号式投票が可能な選挙区があったとしても、議員定数が多く実施困難な他の選挙区がある場合、両方ある場合は導入が不可能となるため、選挙区単位で実施できる制度が望ましいという理由を入れようということで、相模原市の方

から意見聴取をいただいている。

選挙区単位での記号式投票の導入については、この内容の修正を入れることで、意見を返す予定でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

新規案件 6 「投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて」ですが、閉鎖時刻の繰り上げのみならず、投票所を開く時刻の繰り下げという内容も入れてはどうかということで、件名のところを修正することとなりました。内容についても、その旨を入れることになりました。

理由のところですが、5つの段落があり、上から3つ目の所が大きく変更になっております。投票所を午前7時に開所するためには、公共交通機関が動いていない時間帯から従事者を区役所等に集合させ投票用紙の引き渡しを行う必要がある、というような具体的な内容を入れて、より伝わるような内容としたものでございます。

投票所の閉鎖時刻につきましては、件名、内容、理由の修正がそれであったものでございます。

資料 14 ページをご覧ください。

新規案件 7 「選挙人の本人確認書類の位置づけの明確化について」ですが、結論としては要望しないという形になりました。法の改正というよりかは、事務の取り扱いとして色々と明確にしていかなければならぬため、引き続き対応を検討しようという形でまとまりまして、議論そのものは別途続いていきますが、法改正要望は行わないという結論となりました。

資料 15 ページをご覧ください。

新規案件 8 「国政選挙における比例代表選出議員の選挙での政党名の同一略称の取り扱い」ですが、もともと同一略称を禁じられたいという内容でしたが、同一略称が生じないよう、対策を講じられたい。また、理由のところも同じですが、同一略称が併存しないような仕組みに改められたいということで、修正を入れて要望を上げていこうという形となったものでございます。

資料 16 ページをご覧ください。

新規案件 9 「演説会等における品位保持規定の新設」ですが、こちらも会議当日は様々な意見が出まして、会議後に改めて相模原市の方から案1、案2の2つが意見聴取として提案されているものでございます。

案1について、理由のところですが、演説会だけでなく、選挙運動用ビラについても書いた方がいいのではないかということで、選挙運動用ビラを足そうというのが案1でございます。

一方、案2について、こちらは件名の方から修正をかけておりまして、幅広く選挙運動等において、品位保持が必要だということで件名を改め、選挙運動全般について品位保持が必要だという内容にしていこうというものでございます。内部で議論しま

して本市としましても、案2の方が妥当と意見を返していこうとしているものでございます。

資料17ページをご覧ください。

新規案件10「各種選挙の公示日又は告示日の前倒し」ですが、結論としては要望しないという形になりました。理由としましては、Aブロックの下のところにも書かれておりますが、立候補届の受付日、選挙運動の開始日、翌日から期日前投票期間が開始されることなど、選挙全体に及ぼす影響が非常に大きいため、慎重に検討すべき、ということで、要望しないということをまとめました。

資料18ページをご覧ください。

新規案件11「複数選挙時の期日前投票開始日の変更」ですが、最も遅い日から統一して期日前投票を始めるという内容に改められたいというものです。こちらも結論としては要望しないという形になりました、理由のAブロックのところには、単独選挙を実施する自治体と複数選挙を実施する自治体があって、混乱するケースが生じるというところで要望しないということでまとめました。

資料19ページをご覧ください。

新規案件12「投票立会人の定足数の変更」ですが、こちらは、立会人の最低人数を2人から1人に減らすというのですが、立会人を1人にしてしまうと、立会人に何かあった場合はどうなるのかという意見が出まして、要望しないこととなりました。

資料20ページをご覧ください。

新規案件13「記号式投票及び電子投票の国政選挙への導入」ですが、件名、内容は特に修正ではなく、要望することとなり、理由のところの言い回しですが、より伝わるよう囲み部分の修正を行うこととなりました。国政選挙に導入できないためその効果が十分に発揮できない、そして、選挙人に混乱を招く懸念があることが導入の妨げになっているということで、言い方を改めるという結論となりました。

資料21ページをご覧ください。

新規案件14「選挙運動に関する各種ルールの簡素化・明確化」ですが、結論としては要望しないという形になりました。Aブロックの理由のところに書かれていますが、要望するとしても内容の具体化が必要、Cブロックも同様ですが、明瞭かつ具体的な内容で要望する必要があるということで、現状では要望できないため、要望しないこととなりました。

資料22ページをご覧ください。

新規案件15「『他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でない旨』の宣誓書の提出の義務化」については兵庫県知事選挙を念頭に神戸市が提案したものでございますが、こちらは、件名、内容、理由をよりわかりやすく適切な書きぶりとなるよう改めようということで、会議当日ではまとまらず、会議後に改めて神戸市から案を出し直すということになり、囲みの中が今の最新の案で相模原市から意見聴取されて

おります。本市としてもこちらの内容が適當ということで、相模原市に返す予定です。

最後の資料 23 ページ及び 24 ページは検討結果をまとめたものとなっております。
案件 1 の報告は以上となります。

(大毛委員長)

ただいま案件 1 の報告をいただきましたが、質問はございませんでしょうか。

(池西委員)

演説会等における品位保持、立候補者の常識に期待をするというような内容や、最後の神戸の二馬力選挙の関係の要望など、今まで法律が想定していなかったような事態が、特に最近 SNS の影響で起こっています。

これは、地元の自治体からそれに対して何らかの対応を国に求めていくという方向は正しい方向だと思うのですが、それ以前に国としてその問題に対してどう改善をしていくという考えは、総務省からは何も出ていないのでしょうか。要望の前段階として、この問題については国としても問題があると捉えて、今後、法改正も含めて考えていくという流れというか、国からはまだ何も出てないですか。

(小須田事務局長)

総務省の事務方としては必要性を認識していると思います。ただ、公職選挙法改正となると、議員自身というところが大きく、その辺りのコミュニケーションをどのようにとられているのかは、我々の見えないところではあります。

(池西委員)

選挙管理委員会としては、当然、適正に選挙を執行していくというのが大前提でやっていかなければならないですが、それ以前に法律が想定していなかったような現象が今起こっていて、それに対する問題が大きくなっています。それを解決していくための方策を地方から上げていくよりも先に、国がその問題をなんとか解決していくために、関係する自治体に色々意見を聴取していく方が、流れとしては当然だと思いますが、それは期待しすぎですか。

(新家事務局次長)

前にもお話ししたかもしれないですが、究極的に言うと、政治家の政治活動や選挙運動に関わることになるので、「このような問題が起こっています」というのは伝えられると思いますが、その中でどうしていかなければならぬのかというのは、政治家達をどう縛るかという議論をしてほしいと言わざるを得ないので、先延ばしになるのでしょう。

ただ、我々としては「このような問題が起こっています」ということを伝えていくことが大事だということで、挙げているということです。

(池西委員)

今の選挙制度とSNS選挙との乖離みたいなものが、かなり明確に出てきているのではと思います。選挙制度そのものががんじがらめになってしまっていて、公職選挙法に係るいろんな法体系が細かいところまで書かれているので、そこを変えていく作業は大変だということは分かります。それ以前に、今まで良識的に考えられていたことが通用しなくなっているということは、やはり選挙制度そのものの改革をしていかないといけないと思います。

(大毛委員長)

今、いろんな問題が出て、想定されてなかつたようなことが現実に起りだしました。自分が立候補して当選するという我々の自然な考え方からしたら、「私は当選しなくていい。あの人を通すために私は立候補する」というようなことは全然考えられませんでした。

(小須田事務局次長)

それを改正したりするのも、国会議員さんが実際に動かないとできないので、悩ましいところではあります。

(大毛委員長)

ちょっと立法府にしっかりとやってもらわないと。議員自身のために。やられてから後手の対応策を打っていたら、こんなことになってしまうので。

他に質問はございませんでしょうか？

(西委員)

今回の法改正要望は他市から上がってきているものが大半です。そうではなくて、堺市として、出てきたものを賛否するより、堺市で今課題になっているものを会議の中で論議してもらい、一つの成果として出るような形をとってほしいと思います。

こちらから発案することも考えてもらえるとありがたいなと。

二馬力選挙について、例えば自身が当選することを目的に立候補したとしても、選挙の途中で「あの人もいい人だから、私は当選しなくてもいい。あの人を応援しよう。」と作為的に心変わりがあった場合はどのようになるでしょうか。この場合は無効であるなど、厳しくしなければ、心変わりはあります。

(大毛委員長)

他に質問はございませんでしょうか。

(裏山委員長代理)

事務局として、こういう要望をそれぞれの政令市がしているということですね。だから、制度や方法論というところに、どうしても重点を置いて要望せざるを得ないというところがあると思います。

制度だけを変えようみたいな発想からいくと、どうしても先ほど言ったような抜け穴が出てくるので、そういう要望内容にしてもらいたいと思います。

話を聞いていて、どうしてもそう思ってしまいました。制度を変えたからといって、次から絶対に今まで起きてきた問題点が解決するかと言われると、こういう要望だけでは全ては解決しないのかなと思います。

(小須田事務局長)

要望全体の話ですが、項目が多すぎるなと思います。要望される側にとっても何が一番実現してほしいのかというのが分かりにくいです。なので、もう少し絞つていって、優先順位を付ける。市として何が一番大事なのかというところが、受ける側も分からないので、やり方の問題を含め、考えたほうがいいかなと思います。

(裏山委員長代理)

これは公職選挙法だけですよね。

(小須田事務局長)

はい。国会議員さんに対する A 要望と、事務的なことは総務省に対する B 要望として上げていくということです。

(裏山委員長代理)

A 要望が難しいですね。

(小須田事務局長)

はい。皆さん、自分たちの身分に関わるところになりますので。

(大毛委員長)

それでは案件 1 の報告については、了といたします。

案件 2、その他案件はありますか。

(新家事務局次長)

ございません。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第 12 回選挙管理委員会を閉会いたします。